

徳島県動物愛護管理推進計画(素案)に関する意見等の概要及び意見に対する考え方について

課題への取組に関する意見(2, 235件)

1. 各機関・団体等の役割(1件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
県の役割	県の役割について、もっと具体的に記載すべき	1	ご意見をふまえ、動物愛護に係る事業を積極的に推進することを追記します。

2. 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策(2, 234件)

(1) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保について(826件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
処分頭数の削減目標	安楽死がどうしても必要な個体以外は、譲渡目標を100%とし、10ヶ年後の最終処分頭数をさらに削減すべき(目標を20%~0とすべき)	140	意見の趣旨は、目標の設定について、今後の検討の参考とさせていただきます。
収容動物の適正譲渡の推進	譲渡時に、適正飼養のための譲渡講習を徹底し行うこと、また、譲渡マニュアルを策定し、ワクチン接種や不妊措置の実施(義務化を含め)等の指導を徹底すること。	24	意見の趣旨をふまえ、適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保に係る具体的な取組として、今後の検討の参考とさせていただきます。
	譲渡を継続して推進するため、動物愛護管理センターの情報を市町村の広報誌をとおり毎月回覧する	2	
	致死処分の多数を占める子猫等は、ボランティアと連携し離乳前の動物の譲渡等、譲渡方法についても検討を行うべき	7	
収容動物の健康保持	収容動物の健康を維持することができるよう、適切な施設を設け、また、管理を行うこと	139	
ホームページの活用及び収容動物検索サイトの拡充	収容動物の詳細な情報を、ホームページなどで簡単に検索できるようなシステムを構築し飼い主がさがしやすくし、返還や譲渡の機会を増やすこと	19	
	県のホームページを分かりやすく充実すること、また、動物愛護管理センターホームページへのリンク方法が分かりにくい。	1	
	環境省の収容動物検索サイトに参画し収容動物の情報を公開すべき	3	
終生飼養の普及啓発	安易な引取を行わず、新たな飼い主捜しや不妊措置、収容後の殺処分等事前に十分な指導を行うこと。また、健康管理上やむを得ない場合の動物病院での安楽死など、自己で最後まで看取ること等指導すること。	147	
家庭における適正飼養及び譲渡	動物の飼養にあたっての適正飼養(動物の習性、給餌、健康管理、疾病対策・譲渡マニュアルを作成し飼い主の責務・終生飼養について啓発する。又、市町村広報誌を活用し広報する。	114	意見の趣旨をふまえ、今後の検討の参考とさせていただきます。
犬の係留・室内飼育及びねこの室内飼育	飼い犬による事故の防止、近隣への迷惑行為の防止、不適切な繁殖を防ぐため、犬の係留・室内飼育を徹底する。猫についても室内飼育を推進する。この際、犬においては散歩など必要な運動の確保を義務付ける	27	
動物の遺棄・虐待対策	安易な飼養放棄を含む虐待や遺棄に関する対応マニュアルを策定し、警察との連携を図り捜査や摘発を行う。	29	
収容期間の延長	センターで収容された犬猫の収容期間を延長し、譲渡機会を増やすこと	137	本県では、既に、収容期間を1週間としており、さらに譲渡動物についてはそれ以上の期間継続飼養しています。
犬の登録と予防接種	犬の登録と予防接種を推進するため、登録と予防接種が動物病院で行えるよう事務委託を推進する。	15	意見の趣旨をふまえ、今後の検討の参考とさせていただきます。
	ペットショップ等で販売時に犬の登録と予防接種を義務付ける	1	
不妊措置の推進	不妊措置を推進するため、広報活動や指導を徹底する。又、動物愛護管理センターでも、不妊措置を行うように協力する	6	
	不妊去勢手術を促進するため、市町村と獣医師会、愛護団体に連携した助成制度の導入を働きかける。	14	

犬猫ともに不妊去勢を義務付ける	1
-----------------	---

(2) 地域における取組に対する支援 (601件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
行政とボランティア協力による適正飼養等の普及啓発	ボランティア団体、事業者、行政等が協力し多頭飼育や無責任な餌やり行動、問題飼育などのトラブルを未然に防ぐため、マニュアルの策定その他具体的な方策を策定すること	14	飼い主のいない猫対策及び動物の多頭飼育問題は地域における大きな課題であると考えております。意見の趣旨をふまえ、今後の検討の参考とさせていただきます。
飼い主のいない猫対策	住宅地域での野良猫対策として、野良猫の不妊措置、餌やり対策など啓発の強化とボランティア団体等の連携などルール作りを行う。	178	
	公共施設、河川等公共の場所で施設管理者、ボランティア団体等、行政が協力して対策を行うよう支援する	136	
多頭飼育対策	多頭飼育者を把握し、市町村等と連携し適切な指導を行うこと。又行政等と連携した適切なボランティアによる飼育については、その能力に応じて多頭飼育を認めること。	134	
	適正な飼養を行うため、動物愛護推進員等による不妊措置の徹底指導を推進	128	
市町村広報誌の活用	市町村等広報啓発紙を活用し、定期的な啓発を行う	3	
動物愛護推進員	地域で活動する動物愛護推進員を設け、市町村と連携し啓発活動を具体的に推進する。又、関係機関、関係者が定期的に意見交換を行う協議の場を設ける。	2	
学校での啓発促進	学校における動物とのふれあい、知識の伝達に加え、愛護活動に積極的に取り組むことができるよう啓発すること	6	

(3) 所有者の明示について (149件)

	意見等の概要 (項目のみ)	数	意見に対する考え方
マイクロチップの装着	マイクロチップは個体を確実に識別でき、所有者への返還に有用であるが、動物に不可を与えることから、一定の条件を勘案すべき。①安全性の確認、動物に対する不可の説明、②マイクロチップ未装着の動物と装着動物の取扱に対し、行政的差別を行わない。	129	マイクロチップは、個体を確実に識別でき、飼養している動物が逸走した場合の返還等に有用であることから、マイクロチップ装着を推進する方向で検討いたします。また、迷子札等も有用な手段であると考えており、意見を参考に検討いたします。
	動物愛護管理センターで、譲渡返還する動物にはマイクロチップ装着を義務付ける	5	
	業者が取り扱う犬、ねこ等についてはマイクロチップの装着を義務付け、一般の飼い主に対しては装着を推奨する	7	
	特定動物・特定外来生物以外の動物には装着を推進すべきでない	2	
迷子札の装着	迷子札の装着を義務化し、迷子動物の速やかな返還を促進する	6	

(4) 動物取扱事業者の規制指導等 (186件)

動物取扱い事業者への指導の徹底	動物を繁殖させ販売する場合、個人のブリーダーであっても業の登録をし、ブリーダーを始め動物取扱業に対する指導を徹底するため、ガイドラインを策定し、監視等強化すること	23	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
繁殖の制限	動物への負荷を考慮し、繁殖を行う年齢を制限する(動物種により上限及び下限の設定)	138	
繁殖用動物の引取制限	繁殖に用いられた動物の行政での引取制限を行い、終生飼養を行うこと	8	
幼齢などの取扱	早期に離乳した幼齢な動物が販売されないよう、繁殖業者からの出荷日も明示させるべき	10	
資質の向上	動物取扱事業者の資質の向上を図り、顧客への不妊・去勢の推進を始め、飼育者の遵守事項の啓発、動物愛護思想の普及を図る。	4	
犬の登録	販売時に犬の登録が行えるシステムを構築する	1	

繁殖・販売業の制限	繁殖・販売業の新規出店，開業を禁止すべき	2	新たな出店，開業の禁止は困難です。適切な指導監視体制を確立してまいりたいと考えております。
-----------	----------------------	---	---

(5) 実験動物の適正な取扱 (155件)

事項	意見等の概要	数	意見に対する考え方
実験動物の取扱	実験動物は必要最低限とし，苦痛を伴うものは禁止すべき。違反者の公表，罰則等を設けるべき。研究機関は，その内容，必要性，動物の種類，頭数，実験後の動物の処遇など明記し公表すべき。	136	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
	適正な取扱を担保するため，立入検査など事業所の監査を行うべき	2	
3Rの徹底	3Rを徹底するよう啓発を行う	17	

(6) 産業動物の適正な取扱 (4件)

産業動物の取扱	産業動物が適切に管理されるよう，動物の管理方法，施設の衛生管理，頭数の制限，使用目的を記載した書類の提出を義務付ける	4	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
---------	--	---	---------------------------

(7) 被災動物の救護体制の整備 (135件)

災害時の動物救護	災害発生時の被災動物を救護するため，警察，ボランティア団体等の連携を図ること。又，協力体制の整備を図ること。	135	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
----------	--	-----	---------------------------

3. その他 (178件)

	意見等の概要 (項目のみ)	数	意見に対する考え方
動物の遺体の引取	道路等公共の場所での動物の遺体の引取に際して，収容の場所，動物の特徴等詳細にファイリングし，情報提供を図る	4	意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
動物愛護フェスティバル	動物愛護フェスティバル等啓発事業を実施すること	3	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。
アニマルレブリー・補助・介助犬の普及啓発	収容動物等を訓練し，アニマルレブリー等ふれあいができるよう育成し，アニマルレブリー・補助・介助犬等の普及啓発を推進する。	14	
高齢者等への支援	高齢者等において散歩や健康管理など動物の世話が困難となった場合の支援や，継続飼養が困難となった場合のボランティア団体等による譲渡対策を図るべき	10	
シェルターの設置	動物愛護管理センターの機能を現在の殺処分施設から，シェルター機能に転換すべき	2	
引取料金	犬猫の引取料金を引き上げ，安易な飼養放棄を抑止すべき。	1	意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
致死処分方法について	致死処分方法は，個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき	142	
猫の登録	猫の登録制度を設ける	1	意見の趣旨は今後の参考とさせていただきます。
職員の資質の向上	積極的な取組を進めるため，担当職員の意識向上を図る。そのために，研修会等の開催も行う。	1	意見の趣旨は今後の検討の参考とさせていただきます。